

安全衛生に係る労働局長表彰について（参考）

○表彰の種類： 優良賞、奨励賞、団体賞、功績賞、安全衛生推進賞

優良賞、奨励賞の表彰にあたっての評価は、「共通評価事項」のほか、「選択評価事項」として①安全確保対策、②健康確保（有害物）対策、③健康確保（健康保持増進等）対策がある。

【表彰基準】

＜共通評価事項＞（抜粋）

- ① 安全衛生管理体制が確立し効果的に運用されているとともに、事業場安全衛生規程が整備され有効に運営されていること
 - ② トップによる安全衛生方針を明文化して労働者に周知していること
 - ③ 年間安全衛生計画等が策定され、運用が徹底していること
 - ④ 安全衛生管理組織による巡視、指導、創意工夫を凝らした自主的な安全衛生活動が活発に実施されていること
 - ⑤ 職業生活全般を通じた各段階における安全衛生教育が実施されていること
 - ⑥ 過去3年間（有期事業の場合は工事開始から一貫して）、労働安全衛生法その他安全衛生関係法令の違反による労働災害・事故又は食中毒若しくは伝染病の集団感染等がないこと
- など 15 項目

○優良賞（安全確保対策）

安全衛生に関する水準が特に優秀で他の模範であると認められる事業場又は企業に対する表彰で、安全確保対策が他の模範であること。
（過去に労働局長奨励賞を受賞していること。）

＜選択評価事項：安全確保対策＞

- ① 無災害記録時間の成績（業種間で調整したもの）が、特に優れていること
- ② リスクアセスメントが計画的かつ継続的に実施されており、職場のリスクを低減する取組が特に活発で他の模範であること
- ③ 創意工夫と労使の協力により実施される安全衛生意識の高揚のための活動が特に活発で他の模範であること
- ④ 構内に下請企業の労働者が多数作業を行っている事業場においては、総合的な安全衛生管理の確立等により、当該下請事業場の災害発生率等の安全成績が特に優れていること

<選択評価事項：健康確保（有害物）対策>

- ① 有害な作業環境及び一般的作業環境について、適正な測定及び評価を実施し、その結果発見された問題点の改善が行われていること等有害業務に係る作業環境管理が特に優れていること
- ② 作業方法の改善、保護具の着用及び保守管理等作業管理が特に優れていること
- ③ 特殊健康診断（じん肺健診及び通達に基づくものを含む。）を確実に実施し、かつ、これらの結果に基づく就業上の措置等健康管理が特に優れていること
- ④ 化学物質製造・取扱事業場においては、化学物質管理（「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」に基づく措置やラベル・SDSを活用した労働者教育等）が特に優れていること

<選択評価事項：健康確保（有害物）対策>

- ① 事業場全体の労働の負荷を軽減するための計画を策定し実施している等、過重労働による健康障害防止対策に係る取組状況が特に優れていること
- ② 労働者の心の健康保持増進のための指針に基づく取組等、メンタルヘルス対策に係る取組状況が特に優れていること
- ③ 健康の保持増進計画が策定・履行されており、健康教育及び健康相談の継続的な取組状況（スタッフの育成含む）が特に優れていること
- ④ 職場の受動喫煙防止対策として、全面禁煙（敷地内全面禁煙、屋内全面禁煙）又は喫煙室の設置による空間分煙を講じており、当該措置の履行状況やその他の受動喫煙防止対策の取組（相談体制の整備、教育、周知啓発等）が特に優れていること
- ⑤ 快適職場推進計画が策定・履行されており、快適職場指針に示されている快適な職場環境の形成についての目標に関する事項に掲げられている4つの事項のすべてについての取組状況が特に優れていること

○奨励賞〈安全確保対策〉

安全衛生に関する水準が優秀で改善のための取組が他の模範と認められる事業場又は企業に対する表彰で、安全確保対策が他の模範であること。

<選択評価事項：安全確保対策>

- ① 無災害記録時間の成績（業種間で調整したもの）が、優れていること
- ② リスクアセスメントが計画的かつ継続的に実施されており、職場のリスクを低減する取組が活発で他の模範であること
- ③ 創意工夫と労使の協力により実施される安全衛生意識の高揚のための活動が活発で他の模範であること

- ④ 構内に下請企業の労働者が多数作業を行っている事業場においては、総合的な安全衛生管理の確立等により、当該下請事業場の災害発生率等の安全成績が優れていること

<選択評価事項：健康確保（有害物）対策>

- ① 有害な作業環境及び一般的作業環境について、適正な測定及び評価を実施し、その結果発見された問題点の改善が行われていること等有害業務に係る作業環境管理が優れていること
- ② 作業方法の改善、保護具の着用及び保守管理等作業管理が優れていること
- ③ 特殊健康診断（じん肺健診及び通達に基づくものを含む。）を確実に実施し、かつ、これらの結果に基づく就業上の措置等健康管理が優れていること
- ④ 化学物質製造・取扱事業場においては、化学物質管理（「化学物質等による危険性または有害性等に関する指針」に基づく措置やラベル・SDSを活用した労働者教育等）が優れていること

<選択評価事項：健康確保（健康保持増進等）対策>

- ① 事業場全体の労働の負荷を軽減するための計画を策定し実施している等、過重労働による健康障害防止対策に係る取組状況が優れていること
- ② 労働者の心の健康保持増進のための指針に基づく取組等、メンタルヘルス対策に係る取組状況が優れていること
- ③ 健康の保持増進計画が策定・履行されており、健康教育及び健康相談の継続的な取組状況（スタッフの育成含む）が優れていること
- ④ 職場の受動喫煙防止対策として、全面禁煙（敷地内全面禁煙、屋内全面禁煙）又は喫煙室の設置による空間分煙を講じており、当該措置の履行状況やその他の受動喫煙防止対策の取組（相談体制の整備、教育、周知啓発等）が優れていること
- ⑤ 快適職場推進計画が策定・履行されており、快適職場指針に示されている快適な職場環境の形成についての目標に関する事項に掲げられている4つの事項のすべてについての取組状況が優れていること

○安全衛生推進賞

次の①又は②のどちらか一について該当する個人とする。

- ① 中小規模事業場の経営者、産業医、安全管理者、衛生管理者その他の安全衛生担当者等であって、長年にわたり安全衛生活動を推進し、関係事業場の安全衛生水準の向上に顕著な功績のあった個人で、その関係事業場の災害率が過去3年の間に減少の傾向を示しており、かつ、前年の度数率及び強度率がそれぞれ前年の同業種の全国平均値より

も著しく高くないこと

- ② 安全衛生コンサルタント、事業者団体等の職員等であって、長年にわたり安全衛生活動を活発に推進し、その地域の安全衛生水準の向上に顕著な功績のあった個人であること